

医療法人 紅萌会 福山記念病院 (介護予防) 訪問リハビリテーション 運営規程

第1条 医療法人 紅萌会が開設する福山記念病院（以下「事業所」という）が実施する訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーション（以下「訪問リハビリテーション等」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定める。

（事業の目的）

第2条 要介護状態又は要支援状態にある者（以下「要介護者等」という）に対し、適正な訪問リハビリテーション等を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第3条 事業所の従事者は、要介護者等が、居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法、言語聴覚療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図る。

2 訪問リハビリテーション等の実施にあたっては、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するようその目的を設定し、その目的に沿ったリハビリテーションを計画的に行う。

3 訪問リハビリテーション等の実施にあたっては、関係区市町村、地域包括支援センター、地域の保健・医療福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

（事業所の名称及び所在地）

第4条 名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 : 医療法人 紅萌会 福山記念病院
- (2) 所在地 : 広島県福山市港町1丁目15番地30号
- (3) 電 話 : 084-922-0998

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第5条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

1 管理者 1名（常勤兼務、医師と兼務）

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

2 従業者

理学療法士 1名（常勤兼務1名）

作業療法士 2名（常勤兼務1名・非常勤兼務1名）

言語聴覚士 1名（非常勤兼務1名）

従業者は訪問リハビリテーションの提供にあたる。

管理者（医師）は事業所に携わる従業者の総括管理、指導を行うと共に医師は、利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う。

理学療法士、作業療法士、言語聴覚士は、医師などと共同してリハビリテーション計画書を作成するとともに、リハビリテーションを実施する。

（営業日及び営業時間）

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日：月曜日から土曜日までとする。

但し、12月31日から1月3日までを除く。

(2) 営業時間：午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分までとする。

(利用料等その他の費用の額)

第 7 条 訪問リハビリテーション等を提供した場合の利用料の額は、別紙料金表によるものとし、当該訪問リハビリテーション等が法定代理受領サービスである時は、その額の 1 割、2 割又は 3 割とする。

2 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う訪問リハビリテーション等に要した交通費は、その実額を徴収する。通常の実施地域を越えた場合、往復 10 km 以上 15 km 未満の場合片道 100 円、往復 15 km 以上の場合片道 150 円とする。

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に事前に文書で説明をした上で、支払いに同意を得ることとする。

(通常の事業の実施地域)

第 8 条 通常の事業の実施地域は、半径 10 km 以内とする。

(相談・苦情処理)

第 9 条 当事業所は、利用者及びその家族からの相談・苦情等に対する下記窓口を設置し、訪問リハビリテーション等に係る利用者からの要望、苦情等に対し、迅速に対応する。

2 当事業所は、前項の苦情の内容等について記録し、その完結の日から 2 年間保存する。

・受付時間・窓口	
月曜日～土曜日	8：30～17：30
電話番号	084-922-0998
担当者	田中 理恵

・行政機関窓口	
福山市の機関：介護保険課	084-928-1166
広島県の機関：介護保険課	084-513-3208
広島県国民健康保険団体連合会	082-554-0783
(介護保険相談室)	

(事故発生時の対応)

第 10 条 当事業所は、利用者に対する訪問リハビリテーション等の提供により事故が発生した場合は、速やかに主治医、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業所等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

2 当事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録し、その完結の日から 2 年間保存する。

3 当事業所は、利用者に対する訪問リハビリテーション等の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第 11 条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じる。

(1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、従業者に十分に周知する。

- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施する。
- (4) 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

(その他運営に関する重要事項)

第11条 サービスの利用方法について、当事業所は、適切なサービス提供を行うため、当院訪問リハビリ担当医（もしくは当院主治医）の診療にて訪問リハビリの必要性を判断後、医師の指示によりサービスを開始する。また、サービスを継続する場合、3ヶ月ごとに当院訪問リハビリ担当医（もしくは当院主治医）の診療が必要となる。

第12条 当事業所は、従業者の資質向上を図るため、次に掲げる研修の機会を設け、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後 1年以内
- (2) 継続研修 年 1回
- 2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人紅萌会 福山記念病院が定めるものとする。

附 則

この運営規定は、令和6年6月1日から施行する。